

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十二の二第一項第二号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を次のとおり定める。

平成二十三年 月 日

総務大臣 川端 達夫

一 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和は、一〇・五ミリ秒以下であること。

二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

1 キャリアセンスの技術的条件は、受信装置の空中線端子における電力が（一）五三デシベル（一ミリワットを〇デジベルとする。）以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。

2 任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和は、六六〇マイクロ秒以下であり、かつ、送信バースト長は三三〇マイクロ秒以下であること。